平成２３年（再イ）第３９号
福岡県遠賀郡岡垣町大字吉木1944番地15
再生債務者　菊本　克明
1　決議に付する再生計画案　平成23年７月15日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年８月23日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年８月23日まで
平成23年８月２日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（再イ）第４０号
福岡県遠賀郡岡垣町大字吉木1944番地15
再生債務者　菊本　美香
1　決議に付する再生計画案　平成23年７月15日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年８月23日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年８月23日まで
平成23年８月２日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（再イ）第５５号
北九州市小倉北区熊本３丁目２番１―701号
再生債務者　徳地屋勝樹
1　決議に付する再生計画案　平成23年７月26日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年８月23日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年８月23日まで
平成23年８月２日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（再イ）第２７号
広島市中区三川町６番３―302号
再生債務者　花泉　雅徳
1　決議に付する再生計画案　平成23年７月21日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年８月29日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年８月29日まで
平成23年８月１日
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第３号
青森県十和田市大字洞内字井戸頭144番地442
再生債務者　石田　博志
1　決議に付する再生計画案　平成23年６月20日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年９月１日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年９月１日まで
平成23年８月２日
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（再イ）第４号
青森県十和田市大字洞内字井戸頭144番地442
再生債務者　石田まき子
1　決議に付する再生計画案　平成23年６月20日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年９月１日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年９月１日まで
平成23年８月２日
青森地方裁判所十和田支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１９年（再イ）第２３号
北海道岩内郡共和町梨野舞納255番地55
再生債務者　山口　力彌
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成20年６月９日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年８月１日　札幌地方裁判所岩内支部

平成２０年（再イ）第１１４号
千葉県船橋市高根台６丁目６番１―113号
再生債務者　小池　雅人
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成20年11月27日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。
平成23年７月29日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（再イ）第１７４５号
北海道函館市富岡町１―52―１、認可決定時の住所埼玉県川口市芝富士１―27―36―103
再生債務者　和田　　誠
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成21年４月２日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年７月29日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再イ）第８０８号
東京都杉並区堀ノ内２―37―48　第二ハイネス伊藤
再生債務者　平野英理子
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成22年２月１日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年７月29日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第３４号
埼玉県川越市大字今福952番地５
再生債務者　新井　　徹
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成23年７月29日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（再イ）第２４６号
東京都世田谷区千歳台５―６―22
再生債務者　坂爪　　寛
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成23年８月１日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再イ）第３２６号
千葉県浦安市入船２―２―604
再生債務者　木内　　港
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成23年８月１日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再イ）第９号
岡山市南区西市591番地４
再生債務者　吉川　光弘
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成23年８月２日
岡山地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第２号
千葉県松戸市高柳新田203番地の11
再生債務者　鈴木　勝也
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年８月26日まで
4　一般異議申述期間　平成23年９月２日から平成23年９月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（再ロ）第７号
秋田県湯沢市上関字横上15番地
再生債務者　高橋　寿識
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年８月23日まで
4　一般異議申述期間　平成23年９月６日から平成23年９月14日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（再ロ）第１００７５号
東京都大田区東六郷１―15―16、住民票上の住所茨城県守谷市本町415―２
再生債務者　沼崎　一雄
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年８月26日まで
4　一般異議申述期間　平成23年９月９日から平成23年９月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第６号
兵庫県姫路市大津区新町２丁目20番地６
再生債務者　山口　敏弘
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年８月26日まで
4　一般異議申述期間　平成23年９月９日から平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部